



宮 崎 県 公 報

平成26年3月31日(月曜日) 第 2577 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	規 則	頁
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1	1	○病院局企業管理規程	
○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境森林課) 3	3	○病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企 業管理規程……………12	12
告 示		○病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部 を改正する企業管理規程……………12	12
○民有林の保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 4	4	○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程……………13	13
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…………… (“) 5	5	○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………14	14
○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 5	5	○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正 する企業管理規程……………15	15
○県道の路線の認定…………… (道路保全課) 7	7	○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理 規程……………15	15
○県道の路線の廃止…………… (“) 7	7	人事委員会規則	
○道路の区域の決定…………… (“) 7	7	○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す る規則……………18	18
○道路の区域の変更 (3件) …………… (“) 7	7	○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正す る規則……………19	19
○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 8	8	○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則……………19	19
訓 令		○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規 則……………20	20
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式 を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 9	9	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則……………21	21
公 告		人事委員会告示	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 11	11	○労働基準法別表第1による県の各事務(業)所 の区分の一部改正……………22	22
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意 見書の提出…………… (商工政策課) 11	11		
○地図及び簿冊の認証 (2件) …………… (農村計画課) 11	11		
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 11	11		

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(予算執行の伺い及び合議等) 第54条 [略] 2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行何又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)に定める課長の専決すべきものに係る予算執行何については、この限りでない。 (1)~(3) [略]	(予算執行の伺い及び合議等) 第54条 [略] 2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行何又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)に定める課長の専決すべきものに係る予算執行何については、この限りでない。 (1)~(3) [略]

(4) 使用料及び賃借料(会場借上料、自動車駐車料、道路使用料、日本放送協会受信料、宮崎県自動車等管理要綱(平成19年10月1日定め)第14条に規定する営業用自動車の借上料及び自動更新された事務用機器の賃貸借契約に係るものを除く。)

(5)~(13) [略]

3~5 [略]

(請求書による原則)

第60条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてしなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により請求書を提出させることが適当でないと認められるものについては、これによらないことができる。

(1)~(13) [略]

(14) 次条第3号、第4号、第8号、第9号、第12号及び第15号に規定する資金前渡に係る経費

(15)・(16) [略]

(資金前渡のできる経費の指定)

第61条 令第161条第1項第17号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。

(1)~(15) [略]

(契約保証金)

第101条 [略]

2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)~(4) [略]

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6)~(8) [略]

(履行遅滞)

第108条 [略]

2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 [略]

(履行期限の延長の手続等)

第180条 [略]

2・3 [略]

4 第2項本文の延納利息の率は、年3.0パーセント(この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

別表第3(第7条関係)

本庁会計課の 出納員	[略]	
	医療薬務課の 金銭分任出納 員	[略]
	こども家庭課	母子福祉資金償還金及び寡婦

(4) 使用料及び賃借料(会場借上料、自動車駐車料、道路使用料、日本放送協会受信料及び自動更新された事務用機器の賃貸借契約に係るものを除く。)

(5)~(13) [略]

3~5 [略]

(請求書による原則)

第60条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により請求書を提出させることが適当でないと認められるものについては、これによらないことができる。

(1)~(13) [略]

(14) 次条第3号、第4号、第8号、第9号、第12号、第15号及び第16号に規定する資金前渡に係る経費

(15)・(16) [略]

(資金前渡のできる経費の指定)

第61条 令第161条第1項第17号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。

(1)~(15) [略]

(16) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の引渡しに要する経費(契約保証金)

第101条 [略]

2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)~(4) [略]

(5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6)~(8) [略]

(履行遅滞)

第108条 [略]

2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 [略]

(履行期限の延長の手続等)

第180条 [略]

2・3 [略]

4 第2項本文の延納利息の率は、年2.9パーセント(この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

別表第3(第7条関係)

本庁会計課の 出納員	[略]	
	医療薬務課の 金銭分任出納 員	[略]
	こども政策課 の金銭分任出 納員	児童扶養手当の過払等に係る 返還金の収納に関すること。
こども家庭課	母子福祉資金償還金及び寡婦	

	の金銭分任出納員	福祉資金償還金並びに児童扶養手当の過払等に係る返還金の収納に関する事。		の金銭分任出納員	福祉資金償還金の収納に関する事。
	[略]			[略]	
	建築住宅課の金銭分任出納員	1 [略] 2 県営住宅の家賃及び入居敷金の収納に関する事。		建築住宅課の金銭分任出納員	1 [略] 2 県営住宅の家賃、駐車場の使用料、入居敷金その他県営住宅に係る徴収金の収納に関する事。
	[略]			[略]	
[略]					
水産試験場の出納員	水産試験場生物利用部小林分場の金銭分任出納員	水産試験場生物利用部小林分場に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関する事。		水産試験場の出納員	水産試験場内水面支場の金銭分任出納員
[略]					水産試験場内水面支場に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関する事。
[略]				[略]	
別表第10 (第 152条の 2 関係)			別表第10 (第 152条の 2 関係)		
主管の部局又はかい名		物品取扱者を置く出先機関等名	主管の部局又はかい名		物品取扱者を置く出先機関等名
[略]			[略]		
水産試験場		生物利用部小林分場	水産試験場		内水面支場
[略]			[略]		

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第17号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定事業者)</p> <p>第 9 条 条例第 6 条第 1 項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度 (年度は、4 月 1 日から翌年 3 月31日までをいう。以下同じ。) の原油換算エネルギー使用量 (当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 (昭和54年通商産業省令第74号) 第 4 条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。) を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(2) 連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第19条第 1 項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。) であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。) に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第 9 条 条例第 6 条第 1 項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度 (年度は、4 月 1 日から翌年 3 月31日までをいう。以下同じ。) の原油換算エネルギー使用量 (当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 (昭和54年通商産業省令第74号) 第 4 条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。) を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(2) 連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第19条第 1 項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。) であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。) に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

別記
様式第 1 号（第10条、第11条、第13条の 3 関係）
[略]

様式第 2 号（第13条、第13条の 3 関係）
[略]

別記
様式第 1 号（第10条、第11条、第13条の 3 関係）
[略]

- 備考 1 「基準年度」は、原則として計画書を提出する年度の
前年度とすること。ただし、提出者が別に基準となる年
度を定めている場合は、当該年度を基準年度とすること
ができる。
- 2 提出者の計画が温室効果ガス排出量削減に向けた取組
であるにもかかわらず、事業拡大等の理由により温室効
果ガス排出量が増加する見込みである場合は、原単位に
よる目標を設定することができる。この場合、「原単位
の排出量」とは、「総排出量」を当該年度の生産数量、
建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係
を持つ値で除して算出した値とし、併せて「原単位の考
え方」についても記入すること。

様式第 2 号（第13条、第13条の 3 関係）
[略]

- 備考 1 計画書において原単位による目標を設定した場合は、
「①総排出量」に加え「②原単位排出量」を記入すると
ともに、「増減率（基準年度比）」には原単位の値を記
入すること。
- 2 「温室効果ガス排出の状況等」を算定する際に用いる
電力事業者等から供給された電気の使用に伴う二酸化炭
素の排出係数（以下「係数」という。）は、実態に即し
た係数を把握できる場合を除き、毎年度国が公表する係
数を用いること。なお、提出者が温室効果ガス排出削減
に向けた取組を実施しているにもかかわらず、係数が増
加したことに伴い温室効果ガス排出量が増加する場合は
、基準年度に使用した係数を用いて算定した排出量を括
弧書により二段書することができる。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 216号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により
、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字風田字柿ノ木ヶ迫1885
、1888
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字柿ノ木ヶ迫1885・1888（以上 2 筆について次の図に示す
部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並び
に日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 217号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により
、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字都井字黒井 932・ 943
（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、 932- 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 218号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年農林水産省告示第2827号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

新富町役場
萱島ミツ
木城町役場
甲斐幸江
川南町役場
吉田商店
都農町役場
野津手行男

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2827号によること。

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 219号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款(平成8年宮崎県告示第515号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合(この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合(この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合(この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 (談合その他不正行為による発注者の解除権)</p> <p>第46条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) <u>公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。</u></p>	<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合(この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合(この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合(この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 (談合その他不正行為による発注者の解除権)</p> <p>第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) <u>この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を</u></p>

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分^{しゅんぶん}の全部を取り消す審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 [略]

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年^{うるしどし}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.0パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年^{うるしどし}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。)で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴

む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 [略]

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年^{うるしどし}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.9パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年^{うるしどし}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。)で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.9パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴

収める。

収める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 220号

道路法（昭和27年法律第 180号）第 7 条の規定により、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
215	板上曾木線	延岡市北方町板上	
		延岡市北方町曾木	

宮崎県告示第 221号

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
215	大保下曾木停車場線	延岡市北方町板上 字大保下	
		曾木停車場	
218	曾木停車場線	曾木停車場	
		一般国道 218号交 点	
221	西延岡停車場線	西延岡停車場	
		一般国道 218号交 点	
240	日豊海岸北川線	延岡市須美江町	
		延岡市北川町長井	

宮崎県告示第 222号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板上字大保下 860番3地先から同市同町曾木字黒仁田子2027番24地先まで	3.7 ~ 41.3	17429.6

宮崎県告示第 223号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市祇園町二丁目1番1地先から同市共栄町1番1地先まで	旧	15.2~ 78.7	2177.5
				新	7.8 ~ 55.4	4989.6
				新	16.4~ 55.4	4989.6

宮崎県告示第 224号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年3月31日から平成26年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字宮 王丸字城ノ 下 147番 1 地先から同 郡同町同大	旧	10.0～ 33.8	224.0
					19.9～ 35.7	234.2
			大字字北村 4 21番 4 地先 まで	新	19.9～ 35.7	234.2

宮崎県告示第 225号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月31日から平成26年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
357	県道	田の平 綾線	東諸県郡綾 町大字南俣 字五ヶ所40 90番 1 地先 から同郡同 町同大字字 本宮4296番 3 地先まで	旧	4.2 ～ 19.0	311.8
				新	5.3 ～ 21.3	311.8

宮崎県告示第 226号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月31日から平成26年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字本 庄字太田原	平成26年 3 月31日

			926番 1 地 先から同郡 同町大字宮 王丸字高添 363番 1 地 先まで	
--	--	--	--	--

宮崎県告示第 227号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月31日から平成26年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板上字大 保下戊 860 番 3 地先か ら同市同町 曾木字黒仁 田子2027番 24地先まで	平成26年 3 月31日

宮崎県告示第 228号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月31日から平成26年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
357	県道	田の平 綾線	東諸県郡綾 町大字南俣 字五ヶ所40 90番 1 地先 から同郡同 町同大字字 本宮4296番 3 地先まで	平成26年 3 月31日

訓 令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 4 号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第79号（その1） [略] [略] 上記金額に <u>100分の 105</u> を乗じて得た金額をもって納入したいので、設計書、仕様書及び契約条項（請書条項）、宮崎県財務規則並びに指示事項を承知して入札いたします。 [略]	様式第79号（その1） [略] [略] 上記金額に <u>100分の 108</u> を乗じて得た金額をもって納入したいので、設計書、仕様書及び契約条項（請書条項）、宮崎県財務規則並びに指示事項を承知して入札いたします。 [略]
様式第79号（その2） [略] [略] 上記金額に <u>100分の 105</u> を乗じて得た金額をもって請負したいので、設計書、仕様書及び宮崎県工事請負契約約款、宮崎県財務規則並びに指示事項を承知して入札いたします。 [略]	様式第79号（その2） [略] [略] 上記金額に <u>100分の 108</u> を乗じて得た金額をもって請負したいので、設計書、仕様書及び宮崎県工事請負契約約款、宮崎県財務規則並びに指示事項を承知して入札いたします。 [略]

別記様式第 130号を次のように改める。

様式第130号

亡 失 損 傷 報 告 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所 属 長 印

下記のとおり、現金等の亡失損傷事故が発生しましたので報告します。

事故区分					
損害の内容 ※ 現金の場合は損害額 のみの記載で可		品名		備品番号	
		取得価格		損害額 (修理費用)	
事故を 起こした (発見した) 職 員	職				
	氏 名				
発生 (発見) 日時		平成 年 月 日 (時 分)			
発生 (発見) 場所					
事故の内容 (発見時の状況) ※ 亡失事故の場合は保管 状況も記載すること					
事故後の処理状況					
その他参考事項					

※ 「現金等」とは、「現金」、「有価証券」、「物品」及び「占有動産」をいう。

※ 事故区分欄には、「現金の亡失」、「物品の損傷」、「不正支出等による損害」等の区分を記載すること。

※ 事故の内容 (発見時の状況) 欄及び事故後の処理状況欄は詳細に記載し、記載欄が不足するときは、別紙とすること。

※ 亡失損傷物品が自動車の場合は、品名欄に登録番号も記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別記様式第130号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
200ℓ券1枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
200ℓ券H 2304153
- 4 有効期間
平成25年12月5日から平成26年3月4日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
有限会社酒井石油店
- 6 紛失年月日
平成26年3月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス神楽店
西臼杵郡高千穂町大字三田井字神楽1270番2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成25年12月27日
- 3 意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
高千穂町商工会 会長 興梶巨
西臼杵郡高千穂町大字三田井1099-1
 - (2) 意見の内容又は趣旨
 - ① 建設地近辺には、県を代表する観光地、旧跡があり、多くの観光客が訪れることから、店舗出入口付近で交通渋滞が予想されるので、交通誘導員を配置するようお願いしたい。
 - ② 建設地は閑静な住宅地にあり、町道を挟み高千穂神社の鎮守の杜があることから、夜が明けてからの光源や自動車騒音は相応しくないので、営業時間を20時までとするようお願いしたい。
 - ③ 現在の建物の配置、面積等の計画は隣接道路高まで埋め上げられることとなっており、周辺住宅及び旅館の日照及び眺

望が遮られてしまうので、埋め立てずに現在のレベルのまま建設し、日照及び眺望を確保するような建物の配置をお願いしたい。

- ④ 高千穂神社と鎮守の杜が周囲の山々とマッチし「神話の里高千穂」の風景を醸し出しているなかで、従来のドラッグコスモスの建物がこれに隣接して建設されると古来より人々が大切に守ってきた景観及び神話の里のイメージが失われてしまうので、従来のドラッグコスモスの外観のイメージを一新し、専門家の意見を参考に、看板類を極力小さく、屋根組・外壁、色調などを神話の里に相応しいデザインとし、高千穂神社の文化的・歴史的な価値と融合した建物を建築するようお願いしたい。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年3月31日から平成26年4月30日まで

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成22年10月1日から平成25年3月4日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市清武町加納の一部
- 4 認証年月日
平成26年3月17日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間
平成22年10月1日から平成25年3月22日
- 3 地籍調査を行った地域
えびの市大字上江、原田の各一部
- 4 認証年月日
平成26年3月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
川南町

- 2 都市計画の種類及び名称
川南都市計画下水道
川南公共下水道
3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高鍋土木事務所

病院局企業管理規程

病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員被服貸与規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間
勤務箇所	職員				勤務箇所	職員			
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	[略] 診療放射線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士	[略]			県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	[略] 診療放射線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	[略]		
[略]				[略]					

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第3号

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(代決) 第9条 管理者の決裁すべき事項について管理者が不在のとき、又は次長、課長若しくは病院長の専決すべき事務について、次長、課長若しくは病院長が不在のときは、別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄及び第4欄に掲げる順序により、当該各欄に掲げる者がその事務を代決することができる。				(代決) 第9条 管理者の決裁すべき事項について管理者が不在のとき、又は次長、課長、 <u>病院長</u> 、 <u>事務局長</u> 、 <u>看護部長</u> 若しくは事務次長の専決すべき事務について、次長、課長、 <u>病院長</u> 、 <u>事務局長</u> 、 <u>看護部長</u> 若しくは <u>事務次長</u> が不在のときは、別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄及び第4欄に掲げる順序により、当該各欄に掲げる者がその事務を代決することができる。			
別表第4（第9条関係）				別表第4（第9条関係）			
組織	決裁権者 又は専決権者	第一代決者	第二代決者	組織	決裁権者 又は専決権者	第一代決者	第二代決者
[略]				[略]			

県立宮崎病院 、県立延岡病 院及び県立日 南病院	[略]	県立宮崎病院	[略]	
		、県立延岡病 院及び県立日 南病院	事務局長	事務次長
			看護部長	副看護部長（当 該病院の副看護 部長が担当する 事務に限る。）
		事務次長	主務課長（当該 病院の主務課長 が担当する事務 に限る。）	

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																																								
<p>（履行遅滞）</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、<u>年 3.0パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<small>じふねん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（履行期限延長の手続等）</p> <p>第 180条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第2項本文の延納利息の率は、<u>年 3.0パーセント</u>（この場合における年当たりの率は、<small>じふねん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率によることができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>様式第56号</p> <p style="text-align: center;">入 札 書 （ 一 般 ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>入札金額</td> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>入札の目的</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引渡の場所</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引渡の期限</td> <td colspan="2"></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引渡の方法</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入札保証金額</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>規格</td> <td>数量</td> <td>単価</td> <td>金額</td> <td>備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>上記金額に <u>100分の 105</u>を乗じて得た金額をもって納入したいので、設計書、仕様書及び契約条項（請書条項）、宮崎県病院局財務規程並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	入札金額						円	入札の目的							引渡の場所							引渡の期限			年	月	日		引渡の方法							入札保証金額							内 容						品名	規格	数量	単価	金額	備考					円	円			[略]						<p>（履行遅滞）</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、<u>年 2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<small>じふねん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（履行期限延長の手続等）</p> <p>第 180条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第2項本文の延納利息の率は、<u>年 2.9パーセント</u>（この場合における年当たりの率は、<small>じふねん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率によることができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>様式第56号</p> <p style="text-align: center;">入 札 書 （ 一 般 ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>入札金額</td> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>入札の目的</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引渡の場所</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引渡の期限</td> <td colspan="2"></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引渡の方法</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入札保証金額</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>規格</td> <td>数量</td> <td>単価</td> <td>金額</td> <td>備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>上記金額に <u>100分の 108</u>を乗じて得た金額をもって納入したいので、設計書、仕様書及び契約条項（請書条項）、病院局財務規程並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	入札金額						円	入札の目的							引渡の場所							引渡の期限			年	月	日		引渡の方法							入札保証金額							内 容						品名	規格	数量	単価	金額	備考					円	円			[略]					
入札金額						円																																																																																																																																			
入札の目的																																																																																																																																									
引渡の場所																																																																																																																																									
引渡の期限			年	月	日																																																																																																																																				
引渡の方法																																																																																																																																									
入札保証金額																																																																																																																																									
内 容																																																																																																																																									
品名	規格	数量	単価	金額	備考																																																																																																																																				
			円	円																																																																																																																																					
[略]																																																																																																																																									
入札金額						円																																																																																																																																			
入札の目的																																																																																																																																									
引渡の場所																																																																																																																																									
引渡の期限			年	月	日																																																																																																																																				
引渡の方法																																																																																																																																									
入札保証金額																																																																																																																																									
内 容																																																																																																																																									
品名	規格	数量	単価	金額	備考																																																																																																																																				
			円	円																																																																																																																																					
[略]																																																																																																																																									

<p style="text-align: right;">入札者 住 所 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>様式第57号</p> <p style="text-align: center;">入 札 書 （ 工 事 ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">入 札 金 額</td> <td style="width:65%;"></td> <td style="width:20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>工 事 の 目 的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工 事 の 場 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工 期</td> <td>着工</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>入札保証金額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>上記金額に 100分の 105を乗じて得た金額をもって納入したいので、設計書、仕様書及び宮崎県工事請負契約約款、<u>宮崎県病院局財務規程</u>並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 入札者 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>[略]</p>	入 札 金 額		円	工 事 の 目 的			工 事 の 場 所			工 期	着工	年 月 日	完成	年 月 日	入札保証金額		円	<p style="text-align: right;">入札者 住 所 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>様式第57号</p> <p style="text-align: center;">入 札 書 （ 工 事 ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">入 札 金 額</td> <td style="width:65%;"></td> <td style="width:20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>工 事 の 目 的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工 事 の 場 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工 期</td> <td>着工</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>入札保証金額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>上記金額に 100分の 108を乗じて得た金額をもって納入したいので、設計書、仕様書及び宮崎県工事請負契約約款、<u>病院局財務規程</u>並びに指示事項を承知して入札いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 入札者 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>[略]</p>	入 札 金 額		円	工 事 の 目 的			工 事 の 場 所			工 期	着工	年 月 日	完成	年 月 日	入札保証金額		円
入 札 金 額		円																																	
工 事 の 目 的																																			
工 事 の 場 所																																			
工 期	着工	年 月 日																																	
	完成	年 月 日																																	
入札保証金額		円																																	
入 札 金 額		円																																	
工 事 の 目 的																																			
工 事 の 場 所																																			
工 期	着工	年 月 日																																	
	完成	年 月 日																																	
入札保証金額		円																																	

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第5号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(病院の内部組織)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:20%;">病院</th> <th style="width:30%;">部等</th> <th style="width:50%;">課又は科</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県立日南病院</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療管理部</td> <td>医療連携科 医療安全管理科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(参事等)</p> <p>第8条 前条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:20%;">職</th> <th style="width:80%;">職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	病院	部等	課又は科	[略]			県立日南病院	[略]		医療管理部	医療連携科 医療安全管理科		[略]		職	職務	[略]		<p>(病院の内部組織)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:20%;">病院</th> <th style="width:30%;">部等</th> <th style="width:50%;">課又は科</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県立日南病院</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療管理部</td> <td>医療連携科 医療安全管理科 <u>地域医療科</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(県立病院整備対策監)</p> <p>第7条の2 前条に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:20%;">職</th> <th style="width:80%;">職務</th> </tr> <tr> <td>県立病院整備対策監</td> <td><u>上司の命を受けて、県立病院整備の総合調整に関する事務を掌理する。</u></td> </tr> </table> <p>(参事等)</p> <p>第8条 前2条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:20%;">職</th> <th style="width:80%;">職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	病院	部等	課又は科	[略]			県立日南病院	[略]		医療管理部	医療連携科 医療安全管理科 <u>地域医療科</u>		[略]		職	職務	県立病院整備対策監	<u>上司の命を受けて、県立病院整備の総合調整に関する事務を掌理する。</u>	職	職務	[略]	
病院	部等	課又は科																																							
[略]																																									
県立日南病院	[略]																																								
	医療管理部	医療連携科 医療安全管理科																																							
	[略]																																								
職	職務																																								
[略]																																									
病院	部等	課又は科																																							
[略]																																									
県立日南病院	[略]																																								
	医療管理部	医療連携科 医療安全管理科 <u>地域医療科</u>																																							
	[略]																																								
職	職務																																								
県立病院整備対策監	<u>上司の命を受けて、県立病院整備の総合調整に関する事務を掌理する。</u>																																								
職	職務																																								
[略]																																									

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第6号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第6（第7条、第12条関係）					別表第6（第7条、第12条関係）				
組織	職	種別	級	管理職手当額	組織	職	種別	級	管理職手当額
本庁	[略]				本庁	[略]			
	副参事	3種	6級	68,200円		県立病院整備対策監副参事	3種	6級	68,200円
県立宮崎病院、 県立延岡病院 及び県立日南病院	[略]				県立宮崎病院、 県立延岡病院 及び県立日南病院	[略]			

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第7号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
区	分	単 位	金 額	備考	区	分	単 位	金 額	備考
1 病室 使用料	特別室A（個室）	1人1日 につき [略] その他の の者	<u>12,600円</u>	[略]	1 病室 使用料	特別室A（個室）	1人1日 につき [略] その他の の者	<u>12,960円</u>	[略]
	特別室B（同）	1人1日 につき [略] その他の の者	<u>11,938円</u>			特別室B（同）	1人1日 につき [略] その他の の者	<u>12,279円</u>	
	特別室C（同）	1人1日 につき [略] その他の の者	<u>11,550円</u>			特別室C（同）	1人1日 につき [略] その他の の者	<u>11,880円</u>	
	特別室D（同）	1人1日 につき [略]				特別室D（同）	1人1日 につき [略]		

		その他 の者	5,880円				その他 の者	6,048円	
	特別室 E (同)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	5,250円			特別室 E (同)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	5,400円	
	特別室 F (同)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	3,580円			特別室 F (同)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	3,682円	
	特別室 G (同)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	2,982円			特別室 G (同)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	3,067円	
	特別室 H (2 人 室)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	1,365円			特別室 H (2 人 室)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	1,404円	
	特別室 I (同)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	955円			特別室 I (同)	1 人 1 日 につき [略] その他 の者	982円	
2 非紹 介患者 初診加 算料	県立宮崎病院及 び県立日南病院	1 件につ き [略] その他 の初診	1,575円	[略]	2 非紹 介患者 初診加 算料	県立宮崎病院及 び県立日南病院	1 件につ き [略] その他 の初診	1,620円	[略]
	県立延岡病院	1 件につ き [略] その他 の初診	2,625円			県立延岡病院	1 件につ き [略] その他 の初診	2,700円	
[略]					[略]				
4 文書 作成手 数料	死亡診断書	1 通につ き	3,150円	[略]	4 文書 作成手 数料	死亡診断書	1 通につ き	3,240円	[略]
	病歴書	同	2,100円			病歴書	同	2,160円	
	死体検案書	同	3,395円			死体検案書	同	3,492円	
	障害診断書	同	3,395円			障害診断書	同	3,492円	
	裁判関係診断書	同	4,200円			裁判関係診断書	同	4,320円	
	生命保険又は恩 給診断書	同	4,200円			生命保険又は恩 給診断書	同	4,320円	
	海外移住関係診 断書	同	2,100円			海外移住関係診 断書	同	2,160円	
	交通事故診断書	同	4,200円			交通事故診断書	同	4,320円	
	特定疾患診断書	同	3,395円			特定疾患診断書	同	3,492円	
	その他の診断書	同	2,100円			その他の診断書	同	2,160円	
	自動車損害賠償 責任保険治療費 明細書	同	3,395円			自動車損害賠償 責任保険治療費 明細書	同	3,492円	

		出生証明書	同	2,100円				出生証明書	同	2,160円						
		意見書	同	3,395円				意見書	同	3,492円						
		症状調査書	同	4,200円				症状調査書	同	4,320円						
		その他の証明書	同	1,135円				その他の証明書	同	1,167円						
5	ポリ オワク チン予 防接種 手数料	県立宮崎病院	1回につ き	5,500円				5	ポリ オワク チン予 防接種 手数料	県立宮崎病院	1回につ き	5,658円				
6	診察 券再発 行手数 料		1回につ き	100円				6	診察 券再発 行手数 料		1回につ き	103円				
7	エッ クス線 フィル ム複写 手数料	半切	1件につ き	700円			7	エッ クス線 フィル ム複写 手数料	半切	1件につ き	720円					
			大切	同	580円						大切	同	597円			
			大四切	同	450円						大四切	同	463円			
			四切	同	350円						四切	同	360円			
			六切	同	230円						六切	同	237円			
			C D - R	同	525円						C D - R	同	540円			
			D V D - R	同	1,050円						D V D - R	同	1,080円			
8	不妊 症治療 料	県立 宮崎 病院	人工授精	1件につ き	子宮内 に精子 を注入 する場 合	10,500円		8	不妊 症治療 料	県立 宮崎 病院	人工授精	1件につ き	子宮内 に精子 を注入 する場 合	10,800円		
			県立 延岡 病院	人工授精	1件につ き	子宮内 に精子 を注入 する場 合	10,500円					県立 延岡 病院	人工授精	1件につ き	子宮内 に精子 を注入 する場 合	10,800円
		体外受精及 び胚移植	1件につ き	採卵・ 体外受 精料	121,400円		体外受精及 び胚移植	1件につ き	採卵・ 体外受 精料	124,869円		体外受精及 び胚移植	1件につ き	採卵・ 体外受 精料	124,869円	
				胚移植 料	10,400円				胚移植 料	10,697円				胚移植 料	10,697円	
			受精卵 凍結管 理料	15,100円							受精卵 凍結管 理料	15,531円				
		配偶子卵管 内移植法	1件につ き	63,000円							配偶子卵管 内移植法	1件につ き	64,800円			
[略]																
10	乳児	1日につ き		570円			10	乳児	1日につ き		586円					

介補料				介補料			
11 慢性維持透折患者食事料	1 日につき	630円		11 慢性維持透折患者食事料	1 日につき	648円	
12 入院期間が180日を超えた日以後の入院加算料	1 日につき	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等 (平成18年厚生労働省告示第 498号) 第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に 100分の15を乗じた点数に10円を乗じて得た額に <u>100分の 1</u>		12 入院期間が180日を超えた日以後の入院加算料	1 日につき	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等 (平成18年厚生労働省告示第 498号) 第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に 100分の15を乗じた点数に10円を乗じて得た額に <u>100分の 1</u>	
[略]				[略]			
14 セカンドオペニオン料	1 件につき	10,500円		14 セカンドオペニオン料	1 件につき	10,800円	
				15 生命保険等に係る医師面談料	1 回につき	4,320円	
15 その他の料金	1 件につき	[略]		16 その他の料金	1 件につき	[略]	

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）					
組	織	職	種別	区分	組	織	職	種別	区分	
知事	[略]				知事	[略]				
	看護大学	[略]				看護大学	[略]			
		学部長		[略]			学部長		[略]	
		学生部長					学生部長			
		研究科長					研究科長			
		附属図書館長					附属図書館長			
	身体障害者相談センター	[略]		身体障害者相談センター		[略]				
	こども療育センター	[略]		こども療育センター		[略]				
	[略]			[略]						
	水産試験場	[略]		水産試験場		[略]				
		分場長				支場長		[略]		
[略]				[略]						
[略]				[略]						

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第9号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(教育職給料表(一)の適用範囲)		(教育職給料表(一)の適用範囲)	
第1条	教育職給料表(一)は、大学に勤務する学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、教授、准教授、助教、講師及び助手に適用する。	第1条	教育職給料表(一)は、大学に勤務する学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、看護研究・研修センター長、教授、准教授、助教、講師及び助手に適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）			
組織区分	給料表	職	加算割合	組織区分	給料表	職	加算割合
知事	[略]			知事	[略]		

部局	教育職（一）	出先機関	[略]	[略]
			学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、教授	
	研究職	出先機関	所長、支場長、分場長、室長、部長、研究企画主幹、特別研究員、専門主幹	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第11号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後							
(へき地学校及びへき地学校に準ずる学校)					(へき地学校及びへき地学校に準ずる学校)							
第2条 給与条例第4条の2第2項に規定するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校は、小学校若しくは中学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場（以下「学校等」という。）のうち、別表第1に掲げるものとする。					第2条 給与条例第4条の2第2項に規定するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校は、小学校若しくは中学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場（以下「学校等」という。）のうち、別表第1に掲げるものとする。							
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）							
学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分	学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分			
小学校	[略]				[略]	小学校	[略]					
	同	延岡市	[略]	島野浦小学校]	同	延岡市	[略]	島野浦小学校]
				美々地小学校							三川内小学校	
				三権小学校							大納小学校	
				三川内小学校							村所小学校	
				大納小学校							村所小学校	
				村所小学校							荒谷小学校	
				荒谷小学校							七ッ山小学校	
				七ッ山小学校							椎葉小学校	
				椎葉小学校							松尾小学校	
				松尾小学校							南郷小学校	
	南郷小学校	美郷町										
	同	西白杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校]	同	西白杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校]
上組小学校				上組小学校								
吉之元小学校				吉之元小学校								
同	延岡市	[略]	御池小学校]	同	延岡市	[略]	御池小学校]			
			城小学校					美々津小学校田の原分校				
日向市	[略]				日向市	[略]						

	同 串間市 東臼杵 郡 同 同 西臼杵 郡 同 同 同	諸塚村 美郷町 同 高千穂 町 同 五ヶ瀬 町 同	坪谷小学校 笠祇小学校 諸塚小学校 北郷小学校 黒木小学校 田原小学校 岩戸小学校 三ヶ所小学校 坂本小学校				同 串間市 東臼杵 郡 同 同 西臼杵 郡 同 同 同	諸塚村 美郷町 同 高千穂 町 同 五ヶ瀬 町 同	坪谷小学校 笠祇小学校 諸塚小学校 北郷小学校 黒木小学校 田原小学校 岩戸小学校 三ヶ所小学校 坂本小学校		
	[略]					[略]					
中学校	延岡市 同 西都市 児湯郡 東臼杵 郡 同 同 西臼杵 郡	西米良 村 諸塚村 椎葉村 美郷町 五ヶ瀬 町	島野浦中学校 三川内中学校 銀鏡中学校 西米良中学校 諸塚中学校 椎葉中学校 南郷中学校 鞍岡中学校	2 級地	中学校	西都市 同 同 同 同 同 同 同	西米良 村 諸塚村 椎葉村 美郷町 五ヶ瀬 町	銀鏡中学校 島野浦中学校 三川内中学校 西米良中学校 諸塚中学校 椎葉中学校 南郷中学校 鞍岡中学校	3 級地 2 級地		
	[略]					[略]					

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1中学校の項の改正規定は、平成25年8月8日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
	機	関	職		機	関	職
	[略]				[略]		
知事部局 (会計管 理局を 含む。)	本庁		[略]	知事部局 (会計管 理局を 含む。)	本庁		[略]
	出先 機関	[略]	[略]	出先 機関	[略]	[略]	[略]
		看護大学	学長 学部長 学生部長 研究科長 附属図書館 長 事務局長 総務課長		看護大学	学長 学部長 学生部長 研究科長 附属図書館 長 看護研究・研修セン ター長 事務局長 総務 課長	
		[略]	[略]		[略]	[略]	
	水産試験場	場長 副場長 管理課長 分場長	水産試験場	場長 副場長 管理課長 支場長			
[略]	[略]	[略]	[略]				
[略]				[略]			

備考
[略]

備考
[略]

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第1号

労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分（平成11年宮崎県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
号別	事務（業）所	号別	事務（業）所
[略]		[略]	
12	教育、研究又は調査の事業 [略] 水産試験場分場 [略]	12	教育、研究又は調査の事業 [略] 水産試験場支場 [略]
[略]		[略]	